

会津若松市水防計画案（資料編）

<目次>

- {資料1} 3.1 重要水防区域の設定基準（危険度評定基準）・・・P1～2
- {資料2} 3.2 重要水防区域（阿賀川河川事務所管轄河川）・・・P3～7
- {資料3} 3.2 重要水防区域（会津若松建設事務所管轄河川）・・・P8
- {資料4} 4.1 気象庁が行う予報及び警報（警報・注意報の発表基準）・・・P9～10
- {資料5} 4.1 気象庁が行う予報及び警報（警報等の伝達経路及び手段）・・・P11
- {資料6} 4.2 洪水予報の伝達経路及び手段（国）・・・P12
- {資料7} 4.2 水位到達情報の伝達経路及び手段（国）・・・P13
- {資料8} 4.3 水位到達情報の伝達経路及び手段（県）・・・P14
- {資料9} 4.4 水防警報の伝達経路及び手段（国）・・・P15
- {資料10} 4.4 水防警報の伝達経路及び手段（県）・・・P16
- {資料11} 5.1 量水標管理者一覧・・・P17
- {資料12} 7.3 ダム等放流通報系統図・・・P18～22
- {資料13} 9.1 水防倉庫の位置・・・P23
- {資料14} 9.1 水防資機材一覧・・・P24
- {資料15} 9.2 市内の緊急輸送路線・・・P25～27
- {資料16} 10.1 消防団の管轄地域等・・・P28
- {資料17} 10.3 水防工法一覧・・・P29～31
- {資料18} 14.2 水防活動実績報告書様式（例）・・・P32～33
- {資料19} 17.4 水防協力団体指定要領（例）・・・P34
- {資料20} 17.4 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）・・・P35

{資料1} 3.1 重要水防区域の設定基準（危険度評価基準）

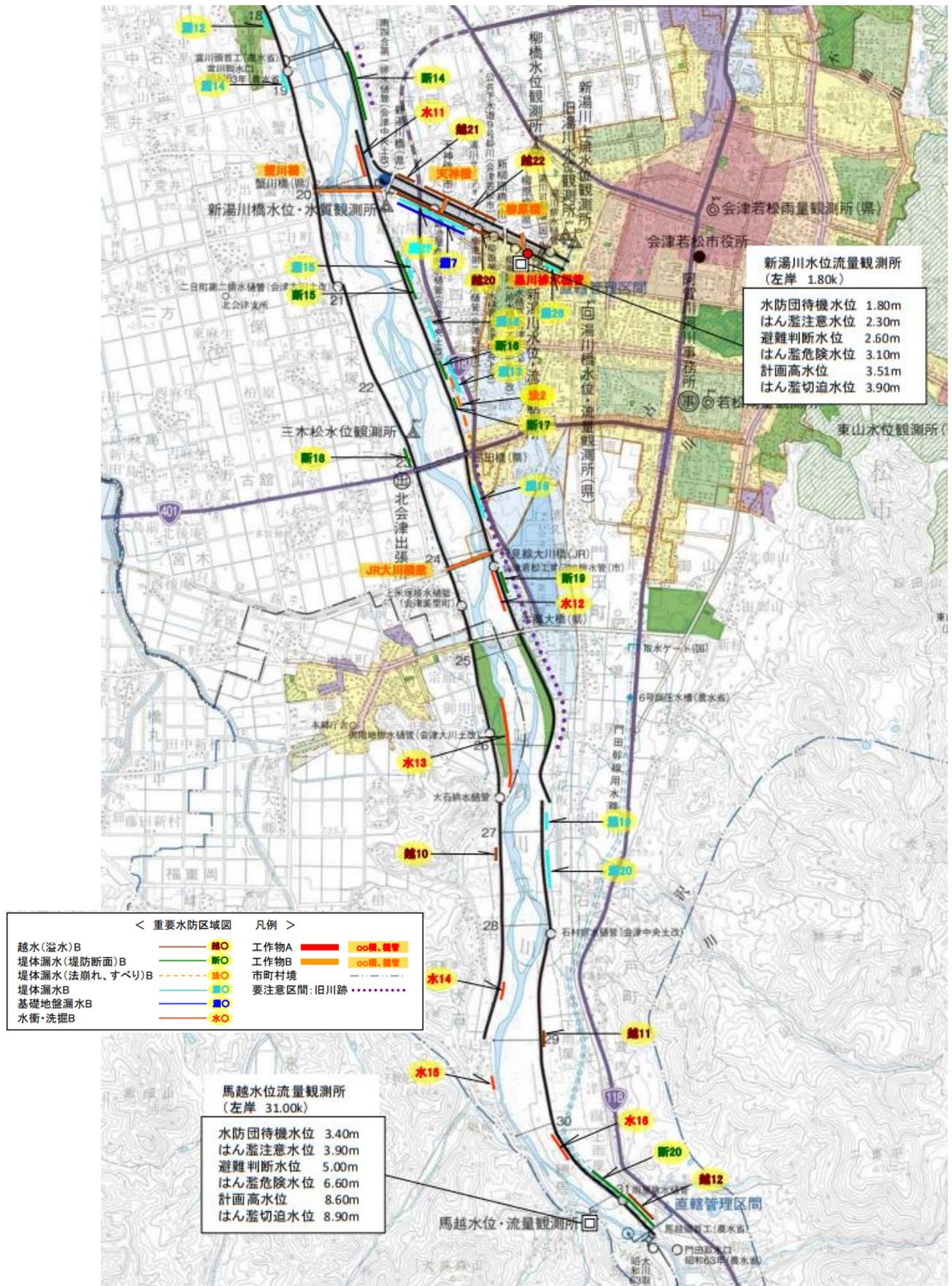
種別	重要度		要注意 区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が、現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実勢があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種別	重要度		要注意 区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊れ等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置を必要とする堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は狩り締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。

{資料2} 3.2 重要水防区域 (阿賀川河川事務所管轄河川)

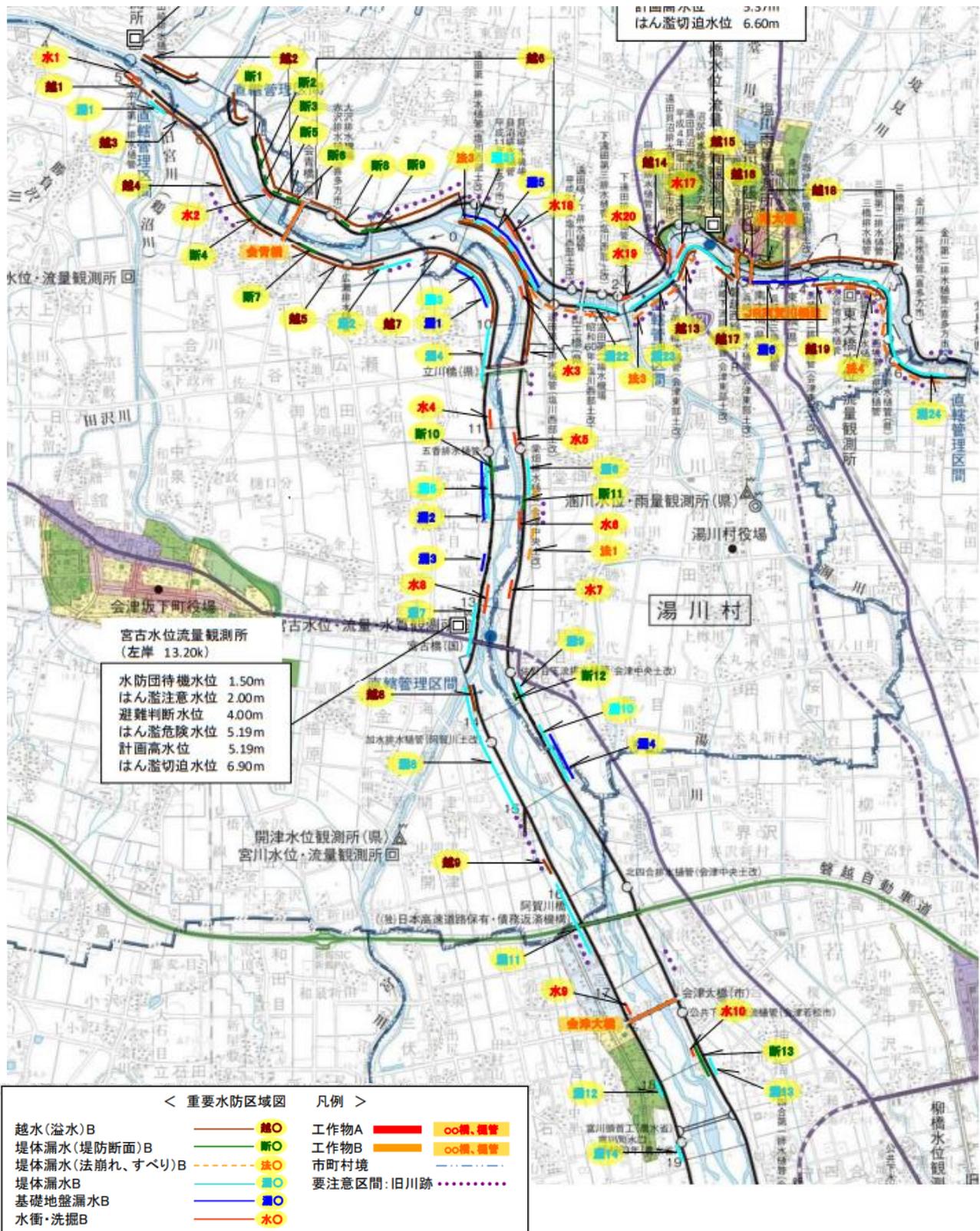
○令和6年度阿賀川重要水防区域図 (会津大橋から上流部)

(出典：阿賀川河川事務所)



○令和6年度阿賀川重要水防区域図（会津大橋から下流部）

（出典：阿賀川河川事務所）



(堤 防 高)

河川名	番号	左右岸別	位置	評定基準	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防 工法	備考
				種別				
阿賀川	1	右岸	大戸町下雨屋	堤防高不足	50	越水	積み土嚢	余裕高不足
	2	右岸	大戸町上雨屋 ～上三寄	堤防高不足	356	越水	積み土嚢	余裕高不足
湯川	3	左岸	神指町南四合	堤防高不足	1,067	越水	積み土嚢	余裕高不足
	4	右岸	柳原町3丁目	堤防高不足	170	越水	積み土嚢	余裕高不足
	5	右岸	神指町中四合 ～南四合	堤防高不足	864	越水	積み土嚢	余裕高不足

(堤 防 断 面)

河川名	番号	左右岸別	位置	評定基準	延長 (m)	予想 される 危険概要	対策水防 工法	備考
				種別				
阿賀川	1	左岸	北会津町三本松	堤防断面不足	197	決壊	シート張工 (木流し工)	
	2	右岸	神指町北四合	堤防断面不足	398	決壊	シート張工 (木流し工)	
	3	右岸	神指町中四合	堤防断面不足	645	決壊	シート張工 (木流し工)	
	4	右岸	神指町南四合	堤防断面不足	455	決壊	シート張工 (木流し工)	
	5	右岸	神指町南四合	堤防断面不足	190	決壊	シート張工 (木流し工)	
	6	右岸	神指町南四合 ～門田町飯寺	堤防断面不足	46	決壊	シート張工 (木流し工)	
	7	右岸	門田町飯寺	堤防断面不足	186	決壊	シート張工 (木流し工)	
	8	右岸	大戸町上雨屋 ～上三寄南原	堤防断面不足	197	決壊	シート張工 (木流し工)	

(漏水)

河川名	番号	左右岸別	位置	評定基準	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防 工法	備考
				種別				
阿賀川	1	左岸	会津坂下町東原 ～真宮新町北	漏水	727	決壊	月の輪工 シート張工	会津坂下町 管轄含む
	2	左岸	真宮新町南	漏水	213	決壊	月の輪工 シート張工	
	3	左岸	北会津町蟹川	漏水	200	決壊	月の輪工 シート張工	
	4	右岸	神指町北四合	漏水	201	決壊	月の輪工 シート張工	
	5	右岸	神指町南四合	漏水	185	決壊	月の輪工 シート張工	
	6	右岸	神指町南四合	漏水	204	決壊	月の輪工 シート張工	
	7	右岸	神指町南四合	漏水	413	決壊	月の輪工 シート張工	
	8	右岸	門田町飯寺	漏水	200	決壊	月の輪工 シート張工	
	9	右岸	門田町面川	漏水	199	決壊	月の輪工 シート張工	
	10	右岸	門田町面川	漏水	400	決壊	月の輪工 シート張工	
日橋川	1	左岸	湯川村浜崎 ～河東町福島	漏水	2,792	決壊	月の輪工 シート張工	
湯川	1	左岸	神指町南四合 ～柳原3丁目	漏水	808	決壊	月の輪工 シート張工	
	2	左岸	御旗町	漏水	241	決壊	月の輪工 シート張工	

(法崩れ・すべり)

河川名	番号	左右岸別	位置	評定基準	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防 工法	備考
				種別				
阿賀川	1	右岸	神指町南四合 ～門田町飯寺	法崩れ すべり	635	決壊	シート張工	裏法

(水衝・洗掘)

河川名	番号	左右岸別	位置	評定基準	延長 (m)	予想される危険概要	対策水防工法	備考
				種別				
阿賀川	1	右岸	神指町中四合 ～南四合	水衝・洗掘	416	決壊	木流し工 シート張工	
	2	右岸	門田町飯寺	水衝・洗掘	632	決壊	木流し工 シート張工	
	3	右岸	大戸町上雨屋	水衝・洗掘	273	決壊	木流し工 シート張工	

(工 作 物)

河川名	番号	左右岸別	位置	構造物名	管理者	判定	現状	予想される危険
阿賀川	1	左岸	北会津町真宮 狐塚	会津大橋	会津若松市	B	桁下高不足	決壊
		右岸	神指町北四合 外川原					
湯川	2	左岸	神指町南四合 才ノ神	天神町	会津若松市	B	余裕高不足	決壊
		右岸	神指町中四合 村南					

(要注意区間： 旧 川 跡)

河川名	番号	左右岸別	位置	評定基準	延長 (m)	備考
				種別	要注意区間	
阿賀川	1	左岸	北会津町三本松下大川向	旧川跡	159	
	2	右岸	神指町北四合東神指境	旧川跡	195	
	3	右岸	神指町北四合上吉六～中四合川端	旧川跡	291	
	4	右岸	神指町中四合川端	旧川跡	169	
	5	右岸	門田町飯寺村西～面川花坂	旧川跡	3,170	

{資料3} 3.2 重要水防区域（会津若松建設事務所管轄河川）

河川名	番号	左右岸別	位置	評定基準	重要度	延長(m)	予想される危険概要	対策水防工法	備考
				種別					
阿賀川	1	両岸	神指町黒川石上	堤防断面	B	1,500	越水	積み土嚢	
藤川	1	右岸	北会津町西後庵上川原 ～大島代	堤防高	B	1,900	越水	積み土嚢	
		左岸	会津美里町下堀村北～ 下堀宮里						
氷玉川	1	右岸	北会津町西後庵字上川原	堤防高	B	1,550	越水	積み土嚢	
		左岸	会津美里町氷玉字穴田						
湯川	1	両岸	緑町 御旗町	堤防高	A	1,900	溢水	積み土嚢	
古川	1	両岸	城西町 館脇町	堤防高	A	1,500	溢水	積み土嚢	

{資料4} 4.1 気象庁が行う予報及び警報（警報・注意報の発表基準）

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 福島地方気象台

会津若松市	府県予報区	福島県			
	一次細分区域	会津			
	市町村等をまとめた地域	会津中部			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	92	
	洪水	流域雨量指数基準	宮川流域=25.1, 湯川流域=14.1, 原川流域=11.5, 氷玉川流域=11.1		
		複合基準 ^{*1}	-		
		指定河川洪水予報による基準	阿賀川[馬越・宮古]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7		
		土壌雨量指数基準	61		
	洪水	流域雨量指数基準	宮川流域=20, 湯川流域=11.2, 原川流域=9.2, 氷玉川流域=8.8		
		複合基準 ^{*1}	宮川流域=(6, 16), 氷玉川流域=(6, 7)		
		指定河川洪水予報による基準	阿賀川[馬越・宮古]		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%			
	なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続			
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:会津の平地:最低気温が-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(出典：福島地方気象台)

※1 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのより傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中に浸み込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。

※2 土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。

※3 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

流域雨量指数は、全国の約 20,000 河川を対象に、河川流域を 1 Km 四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。

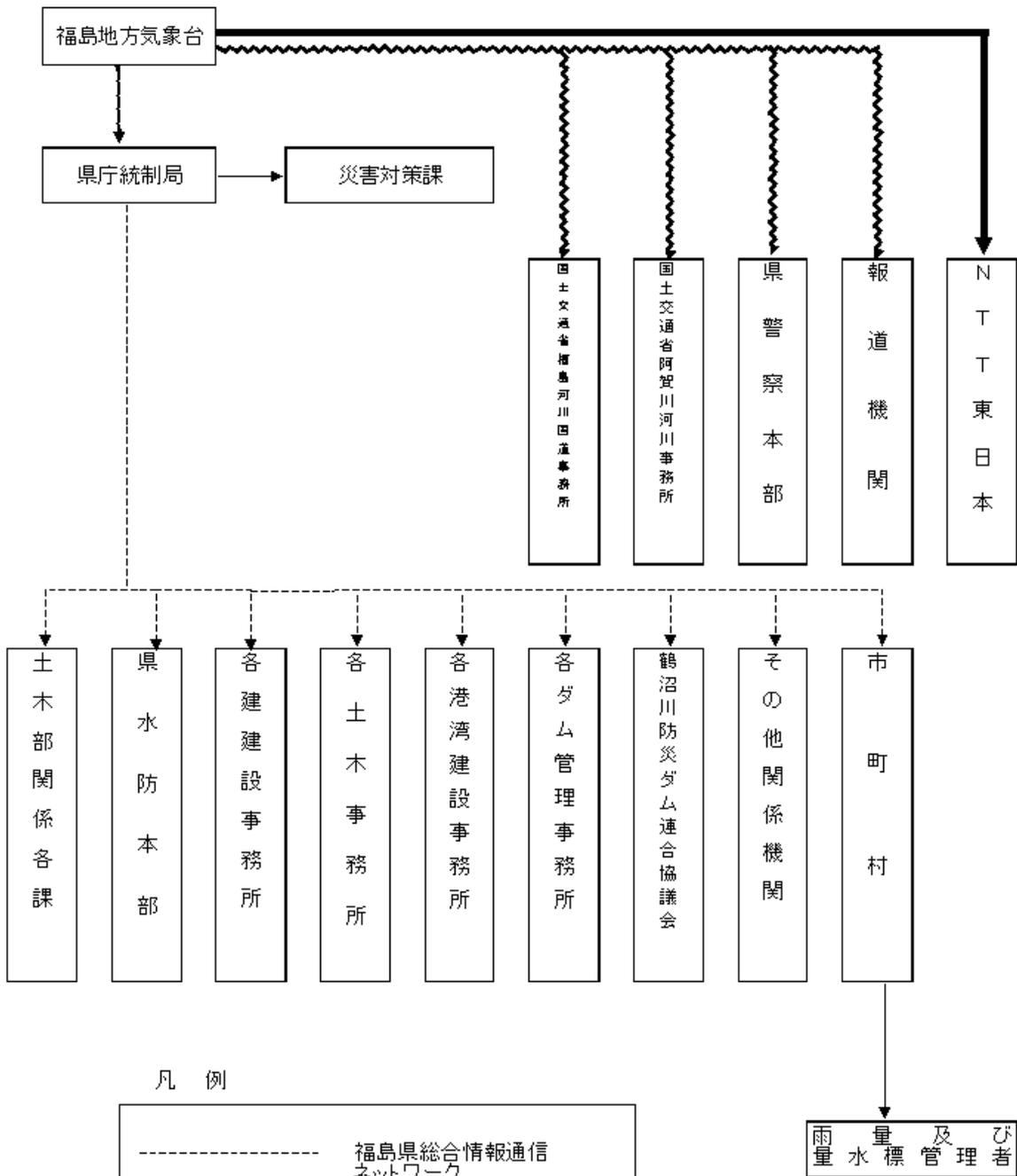
※4 複合基準とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

※5 平地とは、概ね標高 300m未満、山沿いとは概ね標高 300m以上です。

（参考：会津若松市役所は標高 218.32m）

{資料5} 4.1 気象庁が行う予報及び警報（警報等の伝達経路及び手段）

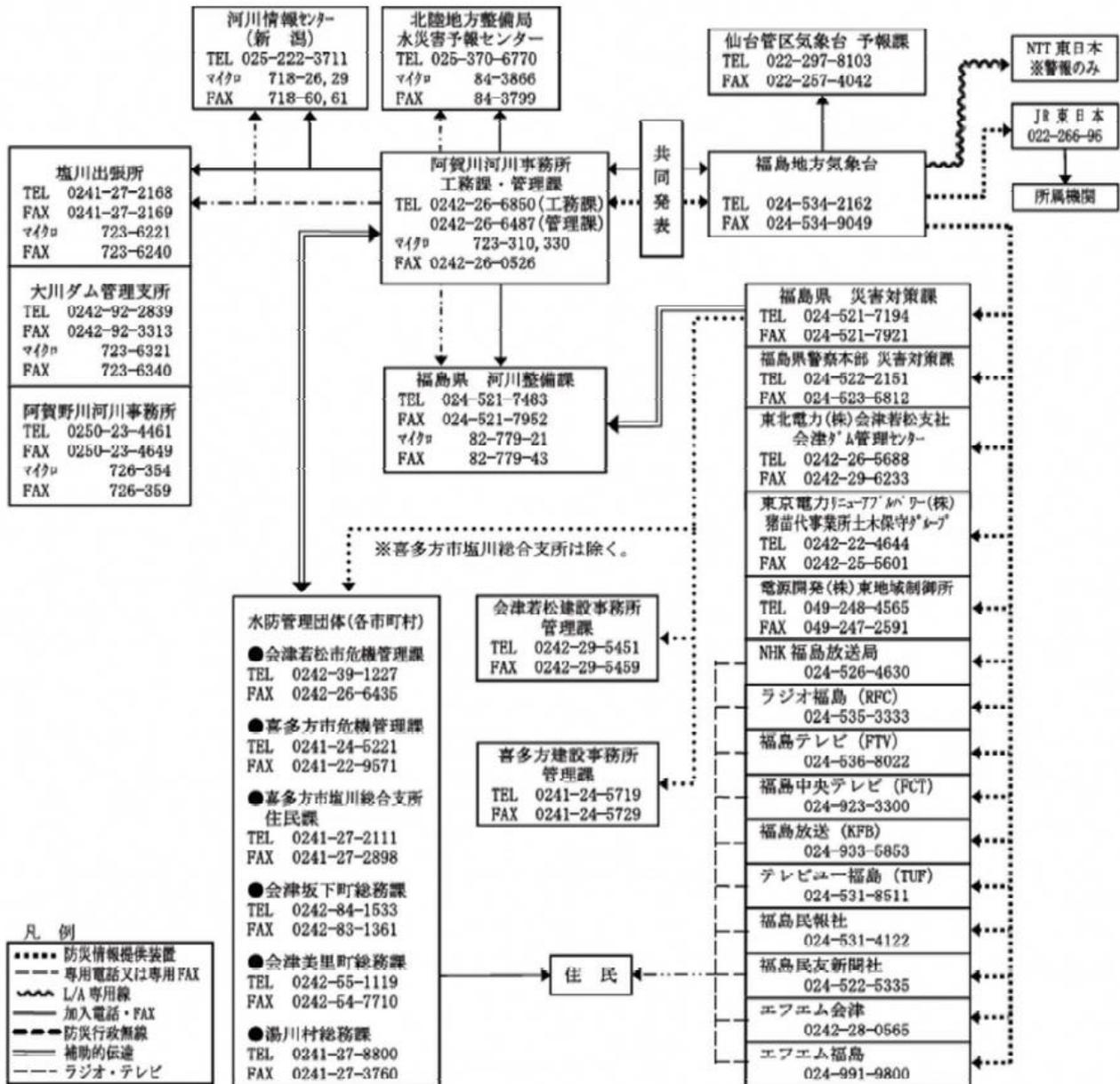
水防用気象警報伝達系統図



(出典：福島県水防計画 令和6年度版より)

{資料6} 4.2 洪水予報の伝達経路及び手段 (国)

阿賀川洪水予報伝達系統図



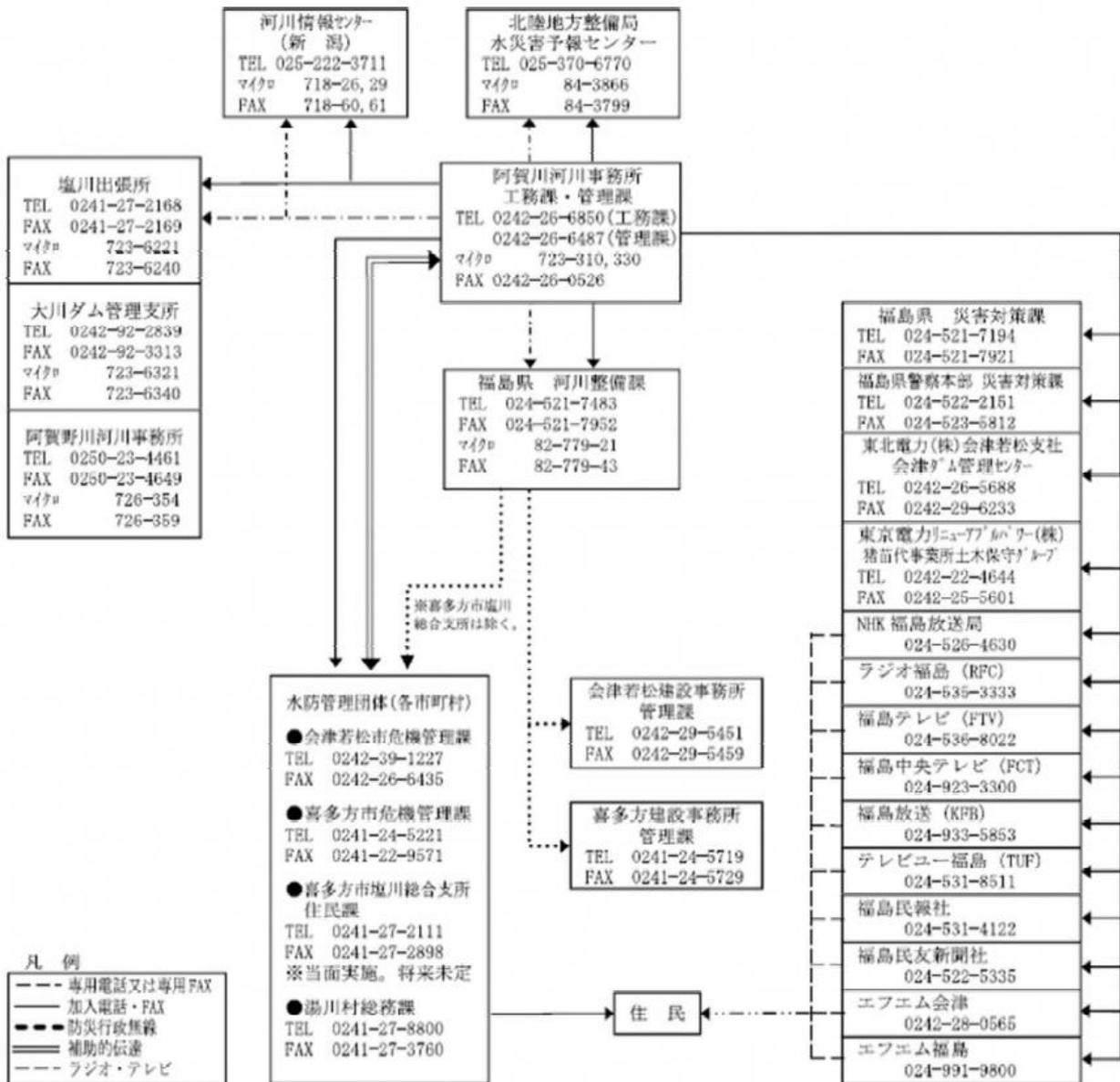
※ホットライン
避難基準等に達した時点で情報を共有化する。

[問い合わせ先]
水位関係: 国土交通省阿賀川河川事務所 工務課 TEL (0242) 26-6850
気象関係: 気象庁 福島地方気象台 TEL (024) 534-2162

(出典: 福島県水防計画 令和6年度版より)

{資料7} 4.2 水位到達情報の伝達経路及び手段 (国)

日橋川・湯川避難判断水位伝達系統図



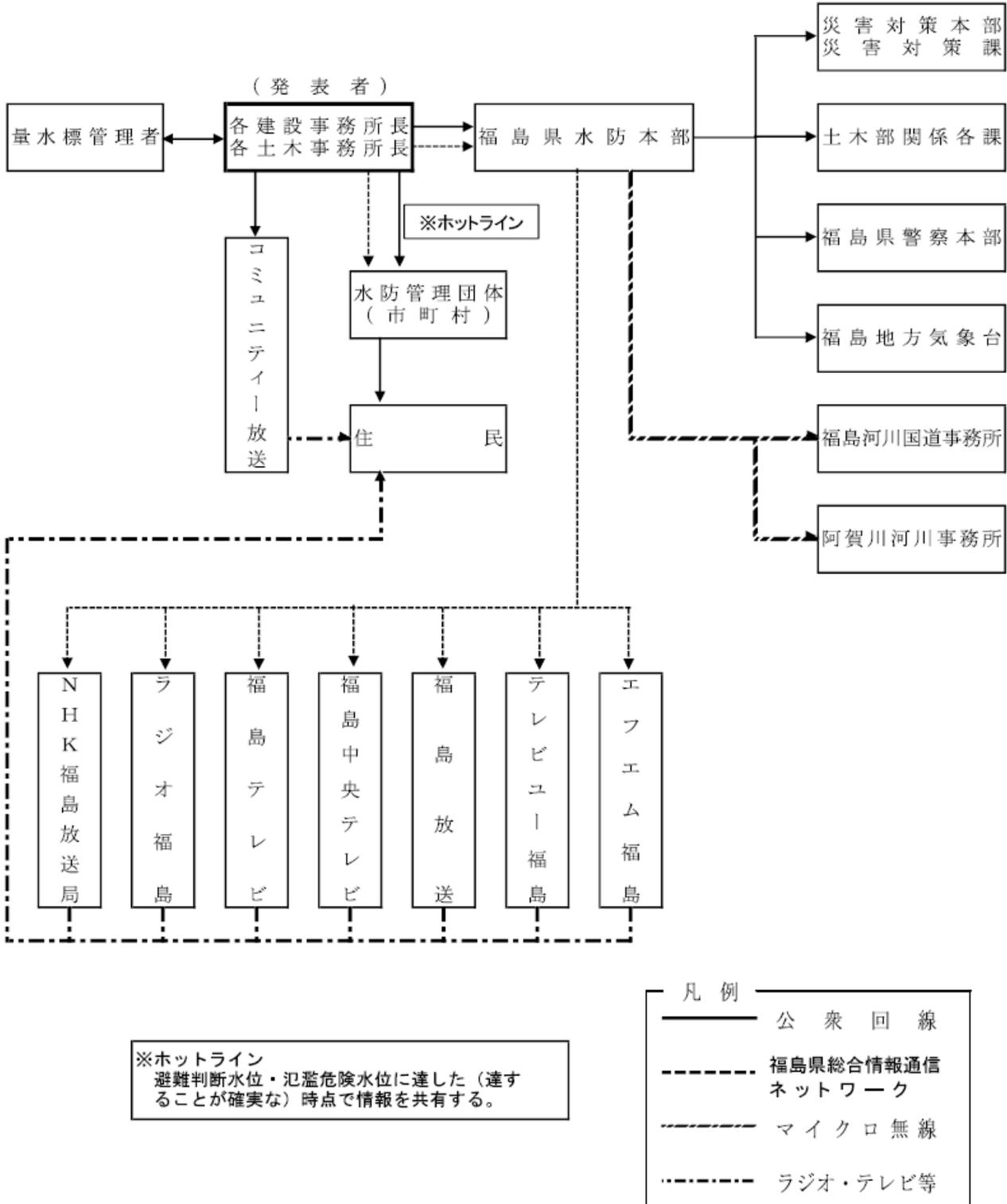
※ホットライン
避難基準等に達した時点で情報を共有化する。

[問い合わせ先]
水位関係：国土交通省阿賀川河川事務所 工務課 TEL (0242) 26-6850

(出典：福島県水防計画 令和6年度版より)

{資料8} 4.3 水位到達情報の伝達経路及び手段（県）

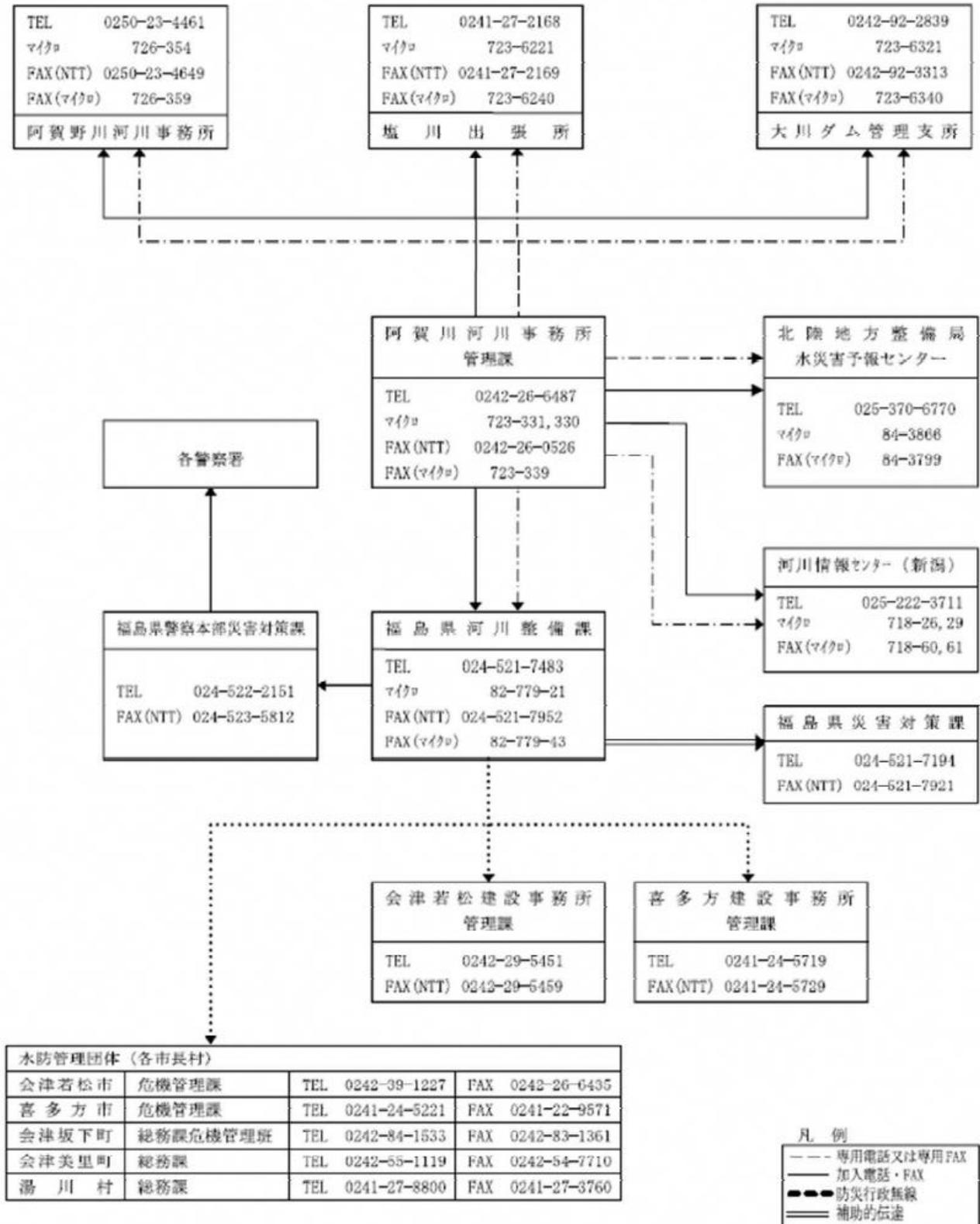
福島県避難判断水位伝達系統図



(出典：福島県水防計画 令和6年度版より)

{資料9} 4.4 水防警報の伝達経路及び手段 (国)

阿賀川水防警報伝達系統図



(出典：福島県水防計画 令和6年度版より)

{資料 11} 5.1 量水標管理者一覧

(ア) 水防活動に必要とする量水標

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先	管理者名	自記普通の別	観測員
阿賀川	馬越水位観測所	会津美里町大字	3.40m	3.90m	5.00m	6.60m	阿賀川河川事務所	阿賀川河川事務所	テレメータ	阿賀川河川事務所
阿賀川	宮古水位観測所	会津坂下町大字宮古	1.50m	2.00m	4.00m	5.19m	阿賀川河川事務所	阿賀川河川事務所	テレメータ	阿賀川河川事務所
日橋川	南大橋水位観測所	喜多方市塩川町字沼沢	2.60m	3.20m	3.50m	4.60m	阿賀川河川事務所	阿賀川河川事務所	テレメータ	阿賀川河川事務所
宮川	高田雨量水位観測所	会津美里町永井野	1.20m	1.60m	—	1.75m	会津若松建設事務所	会津若松建設事務所	テレメータ	会津若松建設事務所
湊川	湊川雨量水位観測所	湯川村大字笈川	1.80m	2.90m	—	—	会津若松建設事務所	会津若松建設事務所	テレメータ	会津若松建設事務所
宮川	開津水位観測所	会津坂下町大字開津	1.80m	2.30m	3.31m	3.51m	会津若松建設事務所	会津若松建設事務所	テレメータ	会津若松建設事務所
湯川	湯川橋水位観測所	会津若松市湯川町	0.90m	1.40m	1.50m	1.80m	会津若松建設事務所	会津若松建設事務所	テレメータ	会津若松建設事務所

(イ) その他の量水標

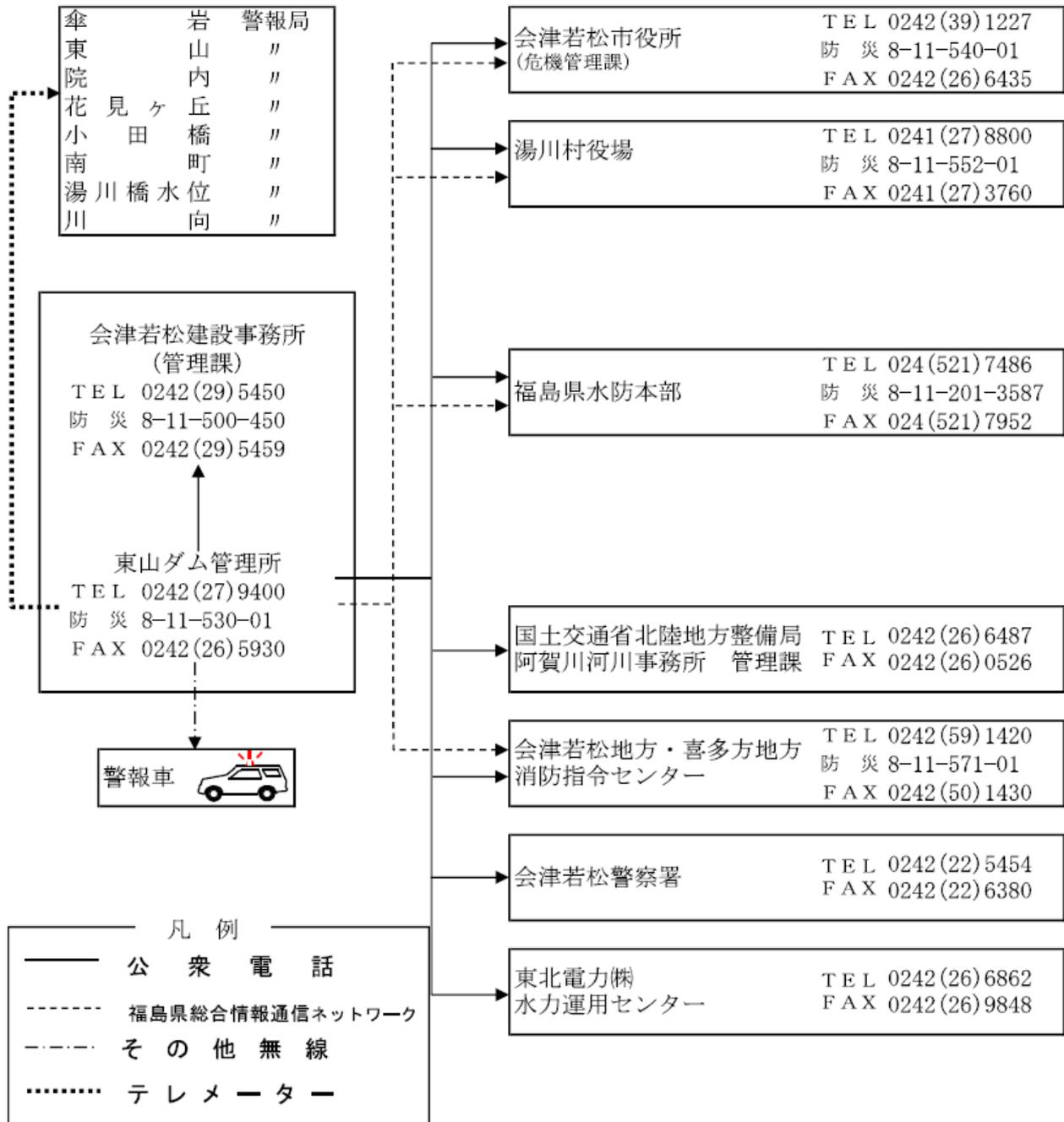
河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先	管理者名	自記普通の別	観測員
湯川	新湯川観測所	会津若松市御旗町	1.80m	2.30m	2.60m	3.10m	阿賀川河川事務所	阿賀川河川事務所	テレメータ	阿賀川河川事務所

{資料 12} 7.3 ダム等放流通報系統図



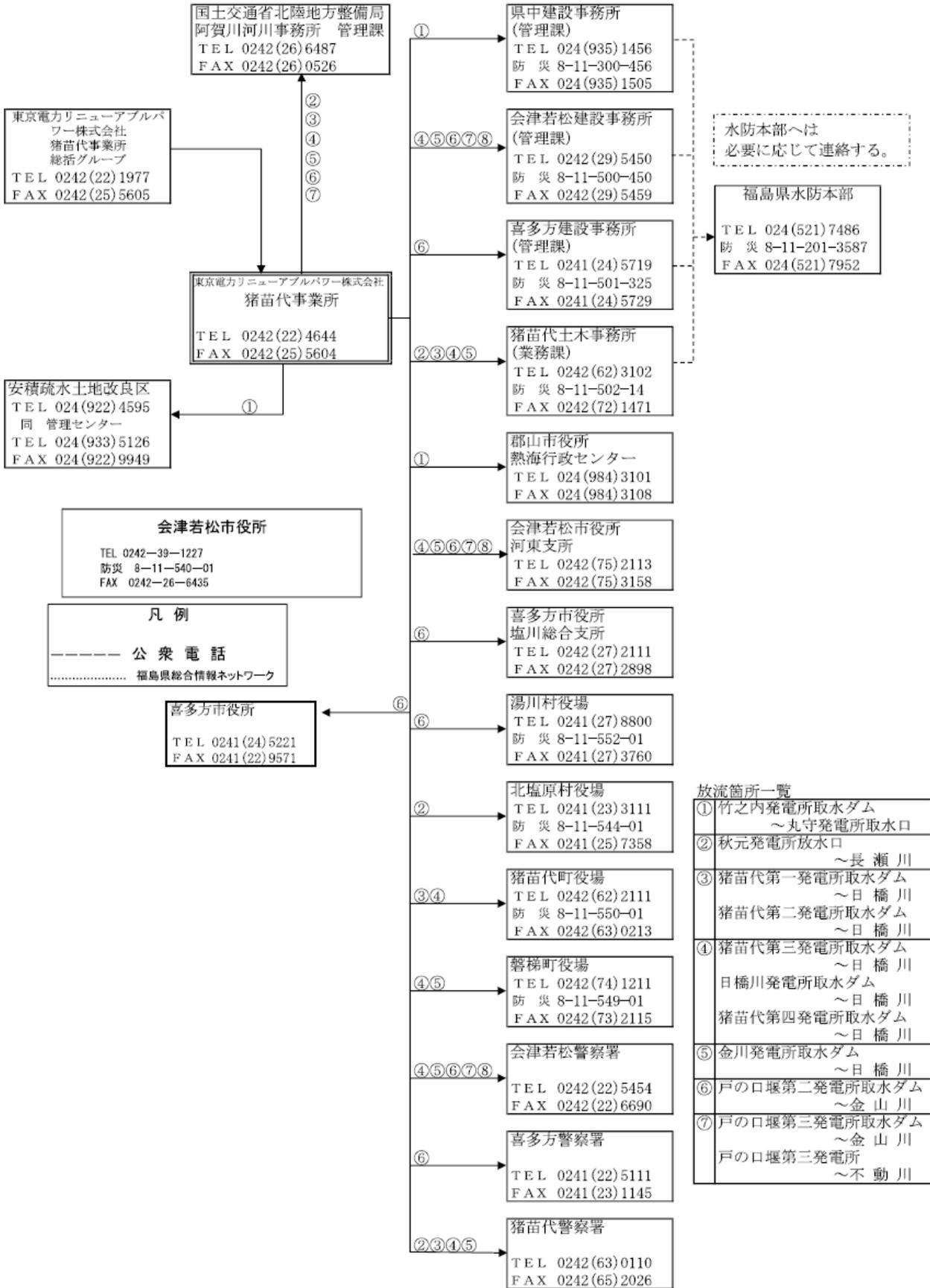
(出典：福島県水防計画 令和6年度版より)

東山ダムからの放流連絡系統図



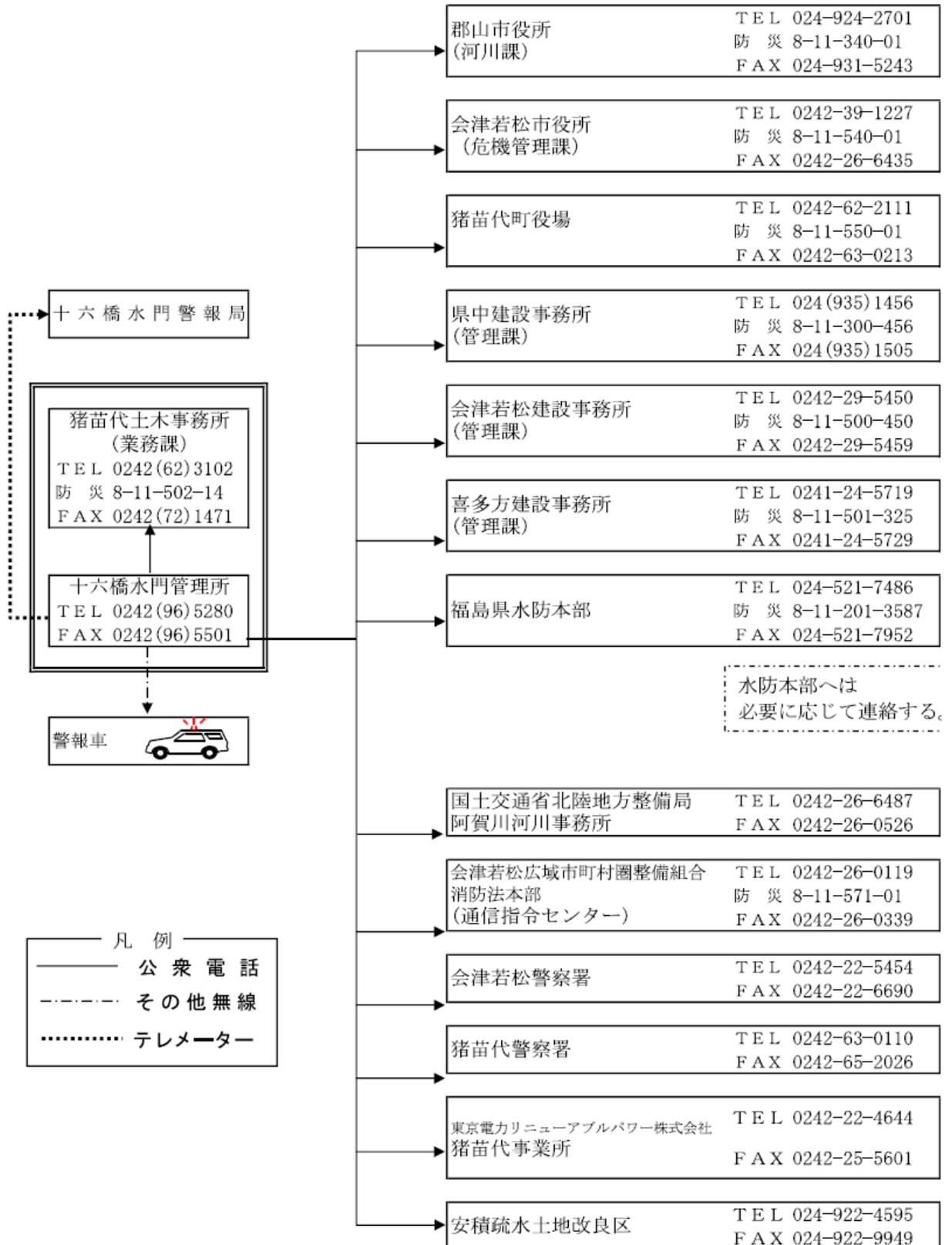
(出典：福島県水防計画 令和6年度版より)

猪苗代湖放流連絡系統図(1)



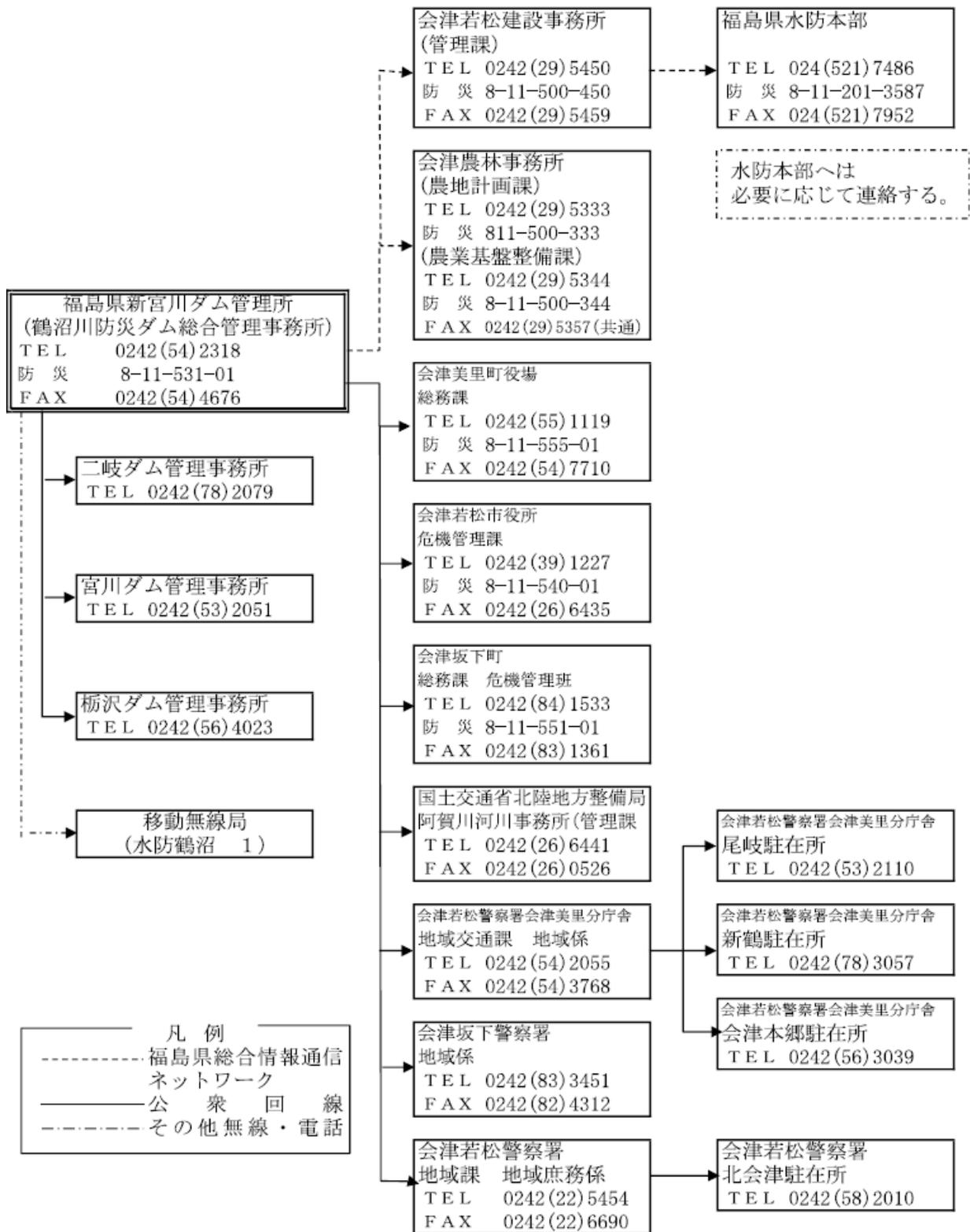
(出典：福島県水防計画 令和6年度版より)

猪苗代湖からの放流連絡系統図（２） （十六橋水門）



(出典：福島県水防計画 令和6年度版より)

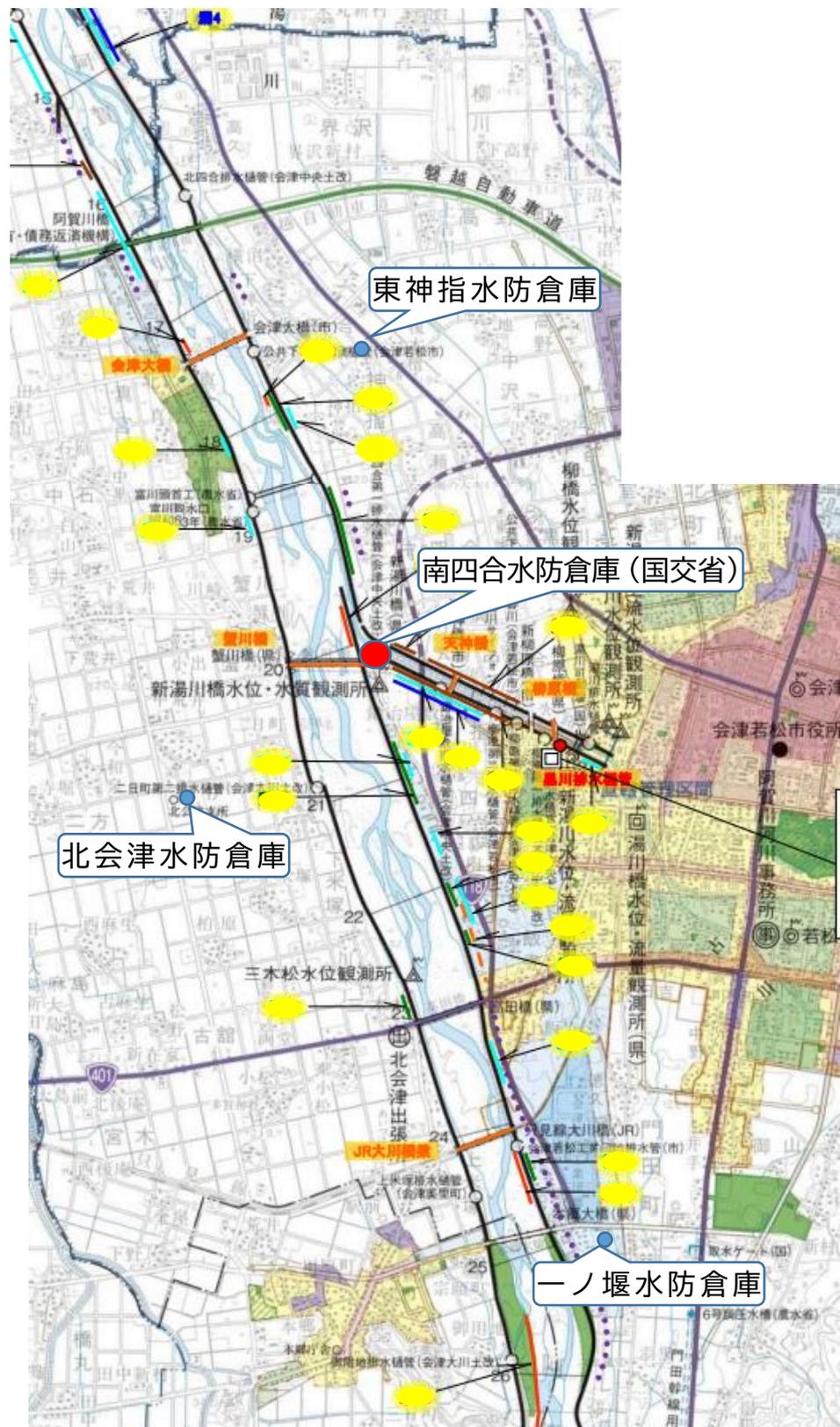
鶴沼川防災ダムからの放流連絡系統図



(出典：福島県水防計画 令和6年度版より)

{資料 13} 9.1 水防倉庫の位置

(阿賀川河川事務所水防野帳を基に作成)



{資料 14} 9.1 水防資機材一覧

1 一ノ堰水防倉庫 (会津若松市門田町大字一ノ堰字村東 442-1)

品名、規格			単 位	数 量	品名、規格			単 位	数 量
資 器 材	ツルハシ	丁	20	資 器 材	土のう袋	袋	13,000		
	唐くわ	丁	10		縄	巻	32		
	ナタ	丁	6		ロープ	巻	8		
	掛矢	丁	8		ビニールシート	枚	100		
	とび口	丁	6		杭木 (松)	本	200		
	スコップ	丁	90		鉄線	kg	200		
	おの	丁	9		投光機	台	2		
	ハンマー	丁	11		一輪車	台	1		
	ペンチ	丁	6		ハンドマイク	個	2		
	鎌	丁	9		鋼杭	本	150		
	鋸	丁	9		大型土のう袋	袋	50		
	麻袋	枚	700		杭木 (杉角)	本	3		

2 東神指水防倉庫 (会津若松市神指町大字北四合字宮ノ後 1527-1)

品名、規格			単 位	数 量	品名、規格			単 位	数 量
資 器 材	ツルハシ	丁	10	資 器 材	麻袋	枚	500		
	唐くわ	丁	8		土のう袋	袋	9,000		
	ナタ	丁	9		縄	巻	28		
	掛矢	丁	11		ロープ	巻	6		
	とび口	丁	7		ビニールシート	枚	70		
	スコップ	丁	38		杭木 (松)	本	82		
	おの	丁	7		鉄線	kg	50		
	ハンマー	丁	6		一輪車	台	1		
	ペンチ	丁	5		鋼杭	本	151		
	鎌	丁	8		大型土のう袋	袋	30		
	鋸	丁	7						

3 北会津水防倉庫 (会津若松市北会津町中荒井字馬場 31-1)

品名、規格			単 位	数 量	品名、規格			単 位	数 量
資 器 材	ツルハシ	丁	11	資 器 材	鋸	丁	5		
	唐くわ	丁	8		土のう袋	袋	2,500		
	ナタ	丁	6		縄	巻	30		
	掛矢	丁	7		ロープ	巻	1		
	スコップ	丁	50		ビニールシート	枚	40		
	おの	丁	7		杭木 (松)	本	100		
	ハンマー	丁	10		鉄線	kg	20		
	ペンチ	丁	6		鋼杭	本	40		
	鎌	丁	8						

{資料 15} 9.2 市内の緊急輸送路線

(「福島県地域防災計画」一般災害対策編 の抜粋)

1 第1次確保路線

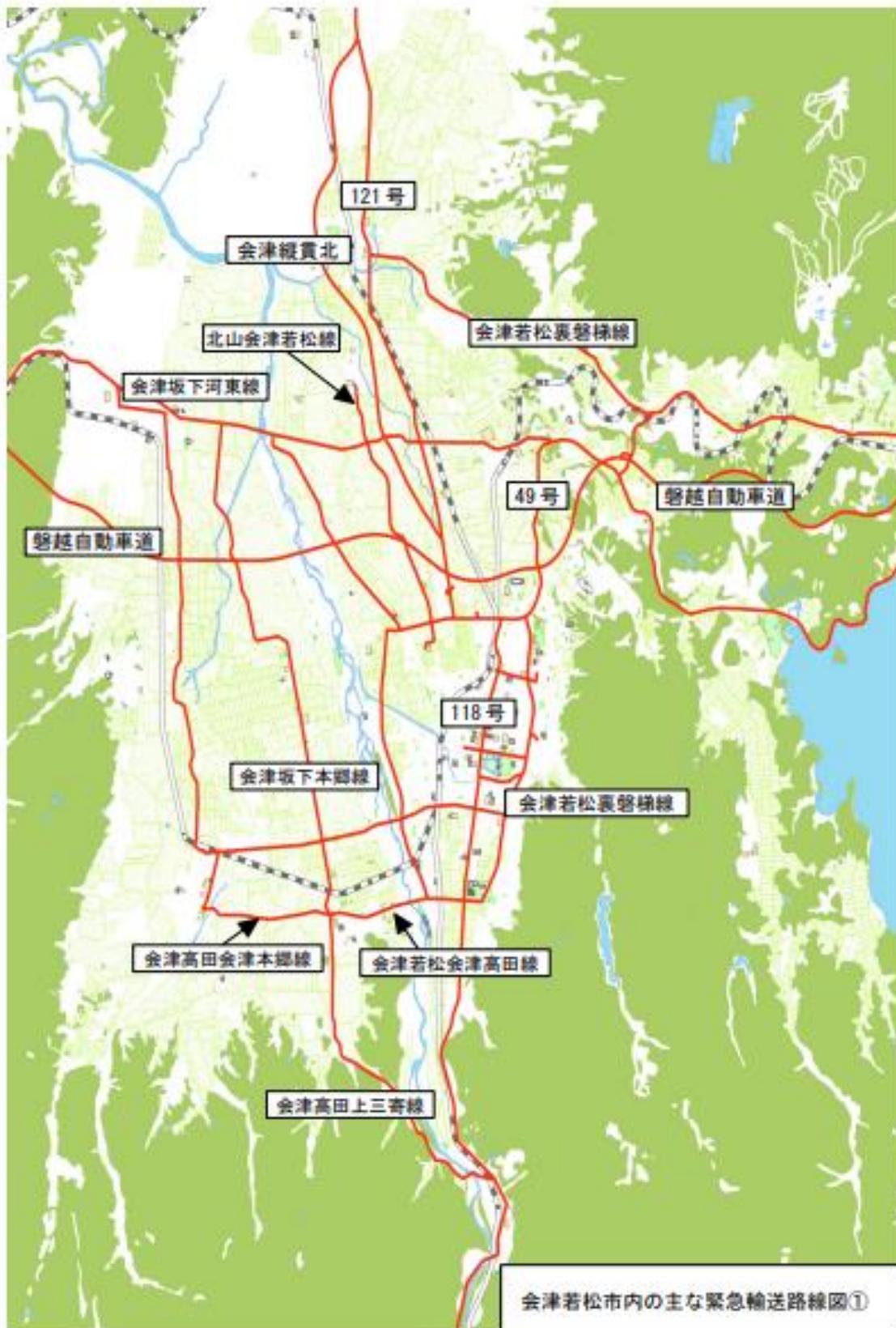
種 別	路 線 名	区 間
国道	49号 118号 121号 会津縦貫北	国道6号～新潟県境 国道121号～国道49号 栃木県境～山形県境 会津若松北IC～喜多方IC
高速自動車道	磐越自動車道	いわきJCT～新潟県境

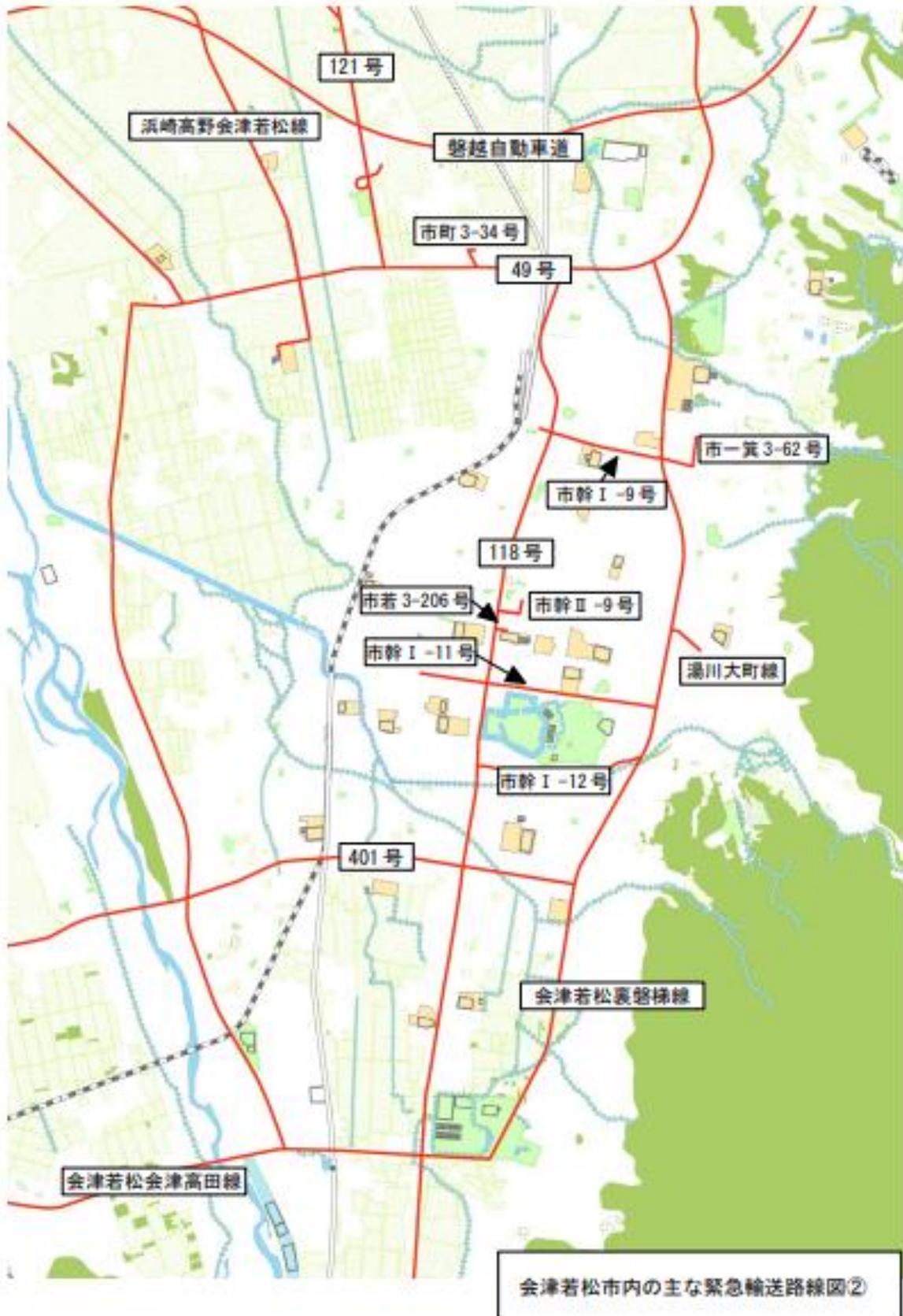
2 第2次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
国道	401号	国道118号～会津坂下会津高田線
主要地方道	会津高田上三寄線 会津若松裏磐梯線 # 会津坂下河東線 会津坂下本郷線	国道118号～会津坂下本郷線 国道49号～猪苗代塩川線 国道118号～国道49号 国道49号湯川村～国道49号河東町 国道49号～会津高田上三寄線
一般県道	浜崎高野会津若松線 湯川大町線 会津若松会津高田線 会津高田会津本郷線 北山会津若松線	国道49号～湯川村役場前 会津若松裏磐梯線～若松ガス 国道118号～会津高田会津本郷線 町道2008号線～会津若松会津高田線 会津坂下河東線～会津若松市役所河東支所
会津若松市道	市幹I-9号 市幹I-11号 市若3-206号	国道118号～会津若松裏磐梯線 会津若松裏磐梯線～竹田綜合病院 国道118号～会津若松市役所

3 第3次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
会津若松市道	市町3-34号 市一箕3-62号 市若3-42号～市若3-234号～市若3-206号 ～市幹II-9 市幹I-12号 市若3-42号～県道湯川大町線～市幹II-9	国土交通省会津若松出張所を結ぶ 会津大学短期大学部を結ぶ 東北電力会津若松支社を結ぶ 鶴ヶ城公園を結ぶ 市若3-42号～NTT東日本会津支店





{資料 16} 10.1 消防団の管轄地域等

分団	主な所轄	基幹屯所の場所	要水防河川等
第1分団	鶴城地区	追手町 5-9	湯川
第2分団	城北地区	七日町 508	旧湯川
第3分団	行仁地区	行仁町 5-32	
第4分団	城西地区	湯川町 7-52	湯川
第5分団	謹教地区	中央三丁目 1-1	
第6分団	町北地区	町北町大字始字屋敷 145	
第7分団	湊地区	湊町大字原字新橋 171- 2	原川、大清沢川、赤井川 他ため池
第8分団	一箕地区	北滝沢二丁目 5-5	不動川
第9分団	高野地区	高野町大字上高野字村 前 68-1	<small>せせなぎがわ</small> 瀬川、第二沼川
第10分団	神指地区	神指町大字高瀬字大道 東 105	阿賀川、湯川、旧湯川
第11分団	門田地区	門田町大字中野字大道 西 13-2	阿賀川、大工川、古川
第12分団	大戸地区	大戸町上三寄香塩 387- 1	阿賀川、闇川、沢川、余松沢川、 他ため池
第13分団	東山地区	東山町大字石山字院内 419-1	湯川
第14分団	北会津町 (荒井地区)	北会津町下荒井字古館 31-8	阿賀川、宮川
第15分団	北会津町 (川南地区)	北会津町小松 900 番地 の 1	阿賀川、藤川
第16分団	北会津町 (館ノ内地区)	北会津町中荒井字堰前 714 番地	阿賀川、宮川
第17分団	河東町 (日橋地区)	河東町広田字堤西 21-3	日橋川、大工川、金山川
第18分団	河東町 (八田地区)	河東町八田字八田野 255	日橋川、
第19分団	河東町 (堂島地区)	河東町大田原村東 62	日橋川、瀬川

{資料 17} 10.3 水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現 在	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式 釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット 月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ 張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ 張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現 在
漏水	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） 居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防 竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防 くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防 竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防 くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防 くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川 鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防 くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防 竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防 くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防 くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防 くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川 長尺竹、とび口
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川 指揮車、無線車	

{資料 18} 14.2 水防活動実績報告書様式 (例)

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		人
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太					雨量水位の状況			
	その他								
水防活動に関する自己評価備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・〇〇年〇月〇日～〇日)

○概要

〇〇市消防団は、〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (〇袋) ・避難誘導 (〇世帯) ・排水作業 (〇件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸 (〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



{資料 19} 17.4 水防協力団体指定要領 (例)

〇〇市(町) 水防協力団体指定要領

1. 趣旨

〇〇市(町)では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市(町)における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法(以下「法」という。)に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件(法第36条第1項関係)

水防協力団体は、法第36条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、總會の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務(法第37条関係)

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法(法第36条第1項・第3項関係)

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市(町)水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者(〇〇市(町)長)(〇〇市(町)△△部□□課)に「〇〇市(町)水防協力団体指定申請書」(資料17-2)に「水防協力団体活動業務計画書」(資料17-3)及び水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)(任意様式)を添えて、2部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。(任意様式)

5. 水防協力団体の指定(法第36条第2項・第4項関係)

- (1) 水防管理者(〇〇市(町)長)は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市(町)水防協力団体認定書」(資料17-4)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

{資料 20} 17.4 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

〇〇市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

〇〇市（町）における水防活動は、〇〇市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 17-6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、〇〇市（町）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。